

8月は児童扶養手当現況届の月です

児童扶養手当は、母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。
対象は、離婚などで父親（内縁関係を含む）がいない児童や、父親に重度の障がいがある児童を育てている母親または養育者です。

児童扶養手当月額 子ども1人の場合

全部支給	41,720円
一部支給	41,710円 ~ 9,850円
2人目は	5,000円、3人目以降は1人につき3,000円加算



届け出を忘れずに

現在、児童扶養手当を受けている人は、毎年1回、8月に必要な書類を添付して現況届を提出しなければなりません。

この届には、毎年8月1日現在の児童扶養手当を受ける要件があるかどうかを確認するものです。

手続きについては、個別に通知書を郵送します。（7月下旬）

現況届の提出がない場合、その年の8月分以降の手当を受ける事ができなくなりますので、忘れずに必ず本人が届け出をしてください。

問い合わせ 子育て支援課 73・3016

梅雨明けが待ち遠しい今日この頃ですが、7月は時候のあいさつ文を見ても「盛夏」や「炎暑」、「酷暑」など暑さを感じさせる言葉が並んでいて、夏の到来を感じずにはいられません。

また、児童や生徒の皆さんは、一学期のまとめの時期を迎えるとともに、暑さに負けず学業や部活動に一層励んでいることと思います。

育成センターでは、学期の補導状況を振り返り、「道路交通法違反」が昨年と同様に多いことがわかりました。その中で自転車の二人乗りや二列並進などが、約半数を占めています。二人乗りや二列並



進に出会った場合に声をかけたり、注意したりすると、すぐ直してくれますが、一向に減りません。

学校での一日が終わり、ほっとした中で、友だちとの会話を楽しみながらの帰宅だと思えます。しかし、交通マナーやルールを守ることに心がけてほしいものです。また、このことは自転車に限らず、歩行者の場合も同じです。

大変暑い時期で、判断力も鈍り注意散漫になりがちですが、日常のさまざまなおことに十分留意し、「安全・安心」な生活となることを願っています。



《少年相談コーナー》

「心子救」

相談電話

62・1116

気軽に相談を！